平成27年度 第3回 米子市図書館協議会・会議録(概要)

- 〇日 時 平成27年10月29日(木曜日) 午後3時から午後4時30分
- 〇場 所 米子市立図書館 研修室(2階)
- 〇出席者 委 員

渡邉 眞子、藤原 厚子、今出コズエ、辻田 賢次、大江 忍、小谷 幸久、鷲見 裕貴 事務局

(米子市立図書館) 木下館長、(一財) 米子市文化財団 大野主査 (米子市教育委員会) 永見次長兼生涯学習課長、安田課長補佐、横木主幹

〇欠席者 委 員

本池 弘昭、辻谷 由美

- 〇傍聴者 13名
- 〇報道関係 2社

【協議会の概要】

〇開 会

事務局より開会

〇会長挨拶

平成 27 年度第 3 回米子市図書館協議会を開催する運びとなりました。3 回にわたり皆さんから貴重なご意見をいただいておりますけど、まだまだ意見も不十分で 25 年間ねじれたままで米子市立図書館が運営されてきて、皆さんの貴重な意見を協議会の意見として反映していただけると思いますので、責任ある意見をしていかなければならないと思っています。今必要なことは、この前から直営に戻すのか指定管理、このままねじれたままでいくのか、いろんな意見が出ていると思いますけど、前回申し上げましたように、図書館の本質論、図書館の設置理念・目的とかを明らかにしながら忌憚の無い意見交換ができるように、今後勉強会も含めてこの協議会が進んでいくことを願っています。行政の皆さんもそのことをしっかり受け止めて活かしていただきたいと思います。

事務局

委員紹介、事務局紹介

辻谷委員、本池委員の欠席を報告

これからの議事進行については渡邉会長にお願いします。

渡邉会長

1番目「米子市立図書館運営について」を事務局の方から説明をお願いします。

安田生涯学習係長

事前にお配りしております資料 1 - 1 をご覧いただけますでしょうか。この表は前回の協議会で運営体制の変更により運営に関するここの事項がどう変化するのかという問いをいただき、仮に 4 つの体制を取るとした場合に、各項目がどう変わるかを示したものです。表中の左矢印は左側に同じという意味です。まず選書委員会の構成ですが、現在は市の図書館である館長と財団職員が、市が設置する選書委員会を設けており、そこで行っています。それが完全直営ですと、市の職員がすべて行うということになります。それから、財団を相手とした指定管理、公募による指定管理の両方とも教育委員会の職員と財団の職員、あるいは指定管理者の職員が入り、教育委員会が必ず入って選書に当たる

が行います。財団を相手とした指定管理では財団が、公募による指定管理であれば指定管理者が行う ことになります。本等の寄贈についてですが、これは運営体制の如何にかかわらず市で受け入れて市 の蔵書となるということです。学校支援、学校図書室との連携の体制についてですが、今現在、学校 から図書館に支援の依頼があれば、図書館から支援を行っています。そこに教育委員会が図書館の監 督、学校への指導を通しまして、教育委員会が中に入った形で行っております。完全直営、財団を相 手とした指定管理、公募による指定管理のいずれの運営体制を取っても、この方式を行うということ を考えています。市が関与するシステムですが、現在は市の職員である館長が市との関与を管理して います。完全直営になりましても同様です。財団を相手とした指定管理、公募による指定管理を取っ た場合ですが、双方とも教育委員会による調査・点検・改善指示を行い、それに対して館からの報告 に対する確認を行い、市が関与していくことになると考えています。図書館協議会ですが、現在図書 館法第14条に規定されます図書館協議会を教育委員会で設置しています。これも財団を相手とした 指定管理、公募による指定管理のいずれの運営体制を取っても現在と同様に図書館協議会を設置する ことになると考えています。専門的な職員の確保ですが、現在は財団の方で確保されている状況です。 完全直営の場合は市で確保することになります。ただし、定員適正化計画及び人事管理方針との整合 性が問題になるものと考えています。財団を相手とした指定管理の運営体制の場合ですが、これは財 団で確保していただくことになります。公募による指定管理であれば、指定管理者の方で確保してい ただくということになります。指揮命令系統ですが、現在は館長から委託業務管理責任者に指示を出 し、委託業務管理責任者から図書館の司書の方に伝えるという形態を取っています。完全直営の場合 ですと直接命令がなされると考えています。以下財団を相手とした指定管理、公募による指定管理の 場合も完全直営の場合と同様の指揮命令系統が構築されると考えています。経費についてですが、完 全直営の場合ですと多大な経費がかかると考えています。財団を相手とした指定管理の場合ですが、 ほぼ現在と同等と考えています。公募による指定管理の場合は安くなる場合もあると考えています。 資料1-2、1-3も続けて説明します。それぞれ3館ずつ12の項目に渡ってアンケートをした 結果を表したものです。資料1-2は市立図書館のうち財団が指定管理者になっているところを3館 アンケートしたものです。資料1-3は民間企業が指定管理者となった市立図書館のアンケートをし たものです。1番目は運営体制について、2番目は選書の方法及び納入の方法について、3番目はボ ランティアの受け入れについて、4番目は学校支援、学校図書室との連携について、5番目は指定管 理者制度を使うにあたって自治体との関係が希薄にならないように留意していることについて、6番 目は図書館で連携している関係団体と希薄にならないよう留意していることについて、7番目は図書 館を利用していただく市民団体が行っている事業にどのような支援をしているか、8番目は図書館協 議会について、法に定める図書館協議会を設置しているか、9番目は図書館での恒常的な物販を行っ ているか、10番目は現在の体制を取ったことについて改善すべき点、11番目は指定管理者制度を 導入したことによるメリットと考えていること、12番目は指定管理者制度を導入したことによるデ メリットに対する対応策、以上3館ずつ同様のアンケートをお願いしたところです。説明は以上です。

ということを考えています。ボランティアの受け入れは現在財団で行っています。完全直営ですと市

渡邉会長

一つずつ質問をお受けした方がよろしいでしょうか。遠慮なくお願いします。

鷲見委員

資料1-1の経費の方で、公募による指定管理は安くなる可能性があると書いてありますけど、根拠が聞きたいです。

安田生涯学習係長

コスト競争というところも要素としては排除できないので、安くなる可能性は否定できないと考えています。ただし、今見直しを図ろうとしておりますのはコスト削減というより運営の効率化を図るためです。

鷲見委員

運営の効率化というのは、一部業務委託とか完全直営とか財団を相手とした指定管理ではできない ということでしょうか。

安田生涯学習係長

現在の指揮命令系統のところでは、館長から業務管理責任者、業務管理責任者から司書と、直接 の指揮命令を行っておりませんので、そこでは若干非効率な面があると考えていますが、その他のと ころでは解消されると考えています。

鷲見委員

そうしますと、指揮命令系統のところで、3つの場合は館長から司書となっていますが、完全直営は別にして、財団の場合と公募の場合は、館長が図書館業務に対する資質、本に対して知識がない人であれば、司書に対して適切な指示ができないのではないかと思うので、逆に非効率になるのではないかと思う。

永見次長

今の指揮命令系統ですが、指定管理、完全直営でもそうですが、この3つは館長初めそこに働く 職員が同じ組織に属する者ですので、指揮命令ができるということになります。米子市はいくつか 指定管理を入れていますが、公募の場合は、複数の業者さんから提案をしていただきます。例えば コストの提案もあります。サービスの提供、事業の提案もあります。この提案を点数化して米子市 が評定をして高い方を選ぶということになりますので、経費についても審査の対象になり、安い方 が選ばれれば結果的に経費が安くなる可能性があるいうことになろうかと思います。

今出委員

選書は今現在どこが行っているんでしょうか。

木下館長

今現在は、本の予算は市側についています。財団の職員を含めた市の選書委員会を設けてそこで 選書をしています。

今出委員

財団も市も一緒になって選書。それから質問ですが、専門的な職員の確保というところで、財団で確保となっていますよね。それについて課題はありますか。専門的ということは資格を持ったということですよね。

木下館長

現在財団の方では、司書資格を持った職員を全員配置していただいています。

今出委員

市はどうですか。

木下館長

市の職員は私と事務職員ですので、その2名に関しては司書の資格はありません。

今出委員

そうですか。無しの館長さんなんですか。よく何かあるときに「人・物・金」と言いますけど、図書館は特に「人・物」がないといけない。そこを打破していかないと。

渡邉会長

選書のことが出たんですが、米子市立図書館はTRCから何%位図書を購入しておられますでしょうか。

木下館長

米子市立図書館の本の契約先ですが、主なところは米子市立図書館図書納入組合、地元の書店さんで作っていただいている組合が主な納入先です。図書館流通センターから直接購入しているものも一部あります。それ以外にも個別に地元の書店さんに発注しているものもあります。割合的には26年度の実績では図書館流通センターは14%、米子市立図書館図書納入組合が74%です。

渡邉会長

指定管理のところは、ほぼTRCの納入になってまして、TRCが全国の図書館の88%入ってきていて今年度90%を超えるだろうと言われていて、米子市立図書館14%と聞いていますが、県内で私たちは税金も払い、地元の書店とか納入組合から市民に渡る本を買っていただくということは大事な流れだと思いますので、安いからとか便利だからとかという理由でTRCだけを利用することなくお願いしたい。

大江委員

市として公募による指定管理はあるとお考えですか。

永見次長

仮定の話になりますが、仮に米子市が図書館に指定管理を入れるとした場合については、公募については想定しておりません。現在の受託業者である財団を相手方とした指名指定制度というものは1つの案としては持っております。指名指定制度であっても提案型のものを採点した上ではじめて指名に結びつきますので、採点することは公募であろうが同じです。

今出委員

館長さんの問題です。こういうシステムというのが米子市役所のあり方に関わってくるので難しい問題だとは思うんですが、図書館の館長さんというのは本当に専門職で、司書の方も専門の方で、その方たちと館長さんが折り合わないというのは初めからできないということじゃないですか。館長さんというのが2年とか3年とかで換わっていく質のものではないと思う。専門の知識を持った方がトップにおられて、その方が指示をしながら職員の意見を吸い上げる。働いている人が、働く場所が一番に働き甲斐のある場所であった時にサービスも変わってくる。新しい図書館になって、皆さん喜んで来ておられると思いますけど、中の人たちがどんな気持ちで働いておられるかは表には出てきませんから、これからも一切変わりませんよと、これで行きますよと言われても、システムから考えてみれば感じられない。前回、こういう形での話し合いがあまりないということでしたが、そんなことで成り立つのかなと思ったんですが、そこのところを委員さんはどう思っておられますか。

辻田副会長

システムというよりもっと根本的なことについて思うんですが、教育の現場というのはある程度 費用対効果というのを考えないといけないですが、効率を追い求めていると殺伐としたものになって しまう。回り道をすることも大事です。非効率的なことも受け入れてやらなくてはいけないこともあ る。図書館でもなんでもかんでも効率、費用対効果を考えると居心地が悪い図書館になる、道を間違 えてしまうんじゃないかと思います。みんなが図書館に来ていい気持ちになるには何が大事かという ことを目的として捉えて、一番いい方法を考えて、経費がかかっても受け入れることが大事かなと思っています。

渡邉会長

私も同じ意見です。

藤原委員

図書館の運営に関する効率化というより、いつも視点に置きたいのは運営をどうやって充実させるか。他のことを考える中でも、必ず図書館の運営が充実していくのか、質が向上していくのかに考えが帰り着くというのが私の思いです。学校教育に携わっているので、指導の手がかり、子どもたちに提供する指導の充実するものを一番に考えるので、そこがずれてはいけない。そこのところで「もし、こうだと」とか「こうだろう」では考えが前に進まないという気持ちはあります。

渡邉会長

先生方がおっしゃるとおり、図書館は教育機関。義務教育に匹敵するくらい社会的な使命のある施設だと思いますので、大きな責任があることを忘れず運営していただきたいと思います。

小谷委員

財団が指定管理になった場合、資料1-2ですけど。自治体との関係で、財団には7名の市からの派遣職員がいる。この図書館は11分館があるみたいですけど、現在の米子図書館では市の職員がきていることはないですよね。財団に指定管理を委託した場合、市から何名かの派遣職員がくることもありうるんですか。

永見次長

ここの A という市立図書館で 7 名の委員の派遣。たぶん現職職員を派遣だと思いますが、仮に米子市が指名による指定管理にした場合は、市からの職員を派遣して財団の職員にして運営に携わるということは現時点では想定はしていません。

渡邉会長

想定してないということは、まったく財団で運営管理をされてしまうという解釈ですか。教育委員会はあくまでも管轄はするけど、実際運営するのは全て財団ということですね。

永見次長

運営上については財団にお任せしますが、必要なチェックですとか現状把握はしていくというのは 当然だと思っております。

小谷委員

米子市は考えていないということですが、Aの市立図書館の7名はどんな形でどんな仕事をされているのでしょう。

安田生涯学習係長

中の仕事まで聞いていません。

渡邉会長

では、また回答をお願いします。

小谷委員

もう一つ。例えば、財団に指定管理をしたときに、財団から館長が出られますよね。その時に常勤ですか。なぜこういうことを言うかというと、今、財団が指定管理を受けて公会堂、文化ホールの館長さんが2館の館長をしておられますが非常勤です。だから、おられない時もある。これは問題なの

で、これから取り上げていこうと思っていますが。財団に出した時に米子市が口を出せないとしたら、 非常勤になる可能性が無きにしも非ずです。指定管理を預ける時に条件にするとかできるのですか。

永見次長

既に指定管理をしている財団を相手方とした施設はいくつかあり、確かに非常勤のところ、常勤を当てているところがあります。これについては組織の違う財団の考えですのでどこまで言えるか分かりませんが、指名であろうが公募であろうが、認められた年限をどういう事業をするのか、どういう職員をどのように配置するのかということは、提案があって初めて評価に結びつきます。その中で非常勤であれば管理体制が不十分じゃないだろうか、開館時間は管理能力のある者がいなきゃいけないとか。館長が常勤であってもすべては網羅できませんけど、副館長を置いて相互に補完し合うということもありますので、過程の話ですが、管理能力、管理状況を1つの判断にする審査に含まれてくるのかと思います。

小谷委員

審査はされるでしょうが、市としてこれは譲れないという委託条件をつけることは可能でしょうか。 永見次長

指定管理をすべて知っているわけではありませんが、生涯学習課が管理している児童文化センターのケースでは、条件をつけるのではなく、提案されたものに対して、現状と比較して新たに提案したものが優れているのか劣っているのかそういう評価はしていきますけど、こういう条件でということはしていません。現状のサービスが基本であって、現状より劣る提案をするということであれば指名指定ということから見ると疑義があるのかなと個人的に思います。具体的にこうしなさいという事案は上げておりません。他の施設はわかりません。

小谷委員

結局、点数化されてやられたということですが、例えば文化ホールと公会堂については、前任者は常勤だった。現状は非常勤。市が査定されたわけですよね。それで尚且つ非常勤でも対応できると判断をされたのは市側ですよね。そこが問題ではないかと思っている。同じ財団に預ける案があるなら、誰が見ても館長が非常勤だというのはほめられたことではない。非常勤体制でも良いと市が評価されたから委託されたとなると難しい。

永見次長

指定管理の業者を選定するにあたり、提案型の事業計画書をいただきますが、その中で審査項目 たくさんあります。職員の配置は適切かどうかというのはもちろんあります。そこだけをもって選 ばないということではなくて、市が考えているより少し劣ると点数をつけたとしても、そこだけを もって不適格とはならない。総合判断になっているのが現状です。

大江委員

皆さんがいろいろな思いを持っていて、学校関係の先生だと学校関係のことが重要。個々の思いで質問していても、市としてはまだ考えがまとまってないと思う。こうして思ったところの質問をしていても終わらないのでは。それぞれの立場や思いの質問になると思う。

渡邉会長

提案ですが、皆さんが専門分野の中で、図書館を何とかいい形に運営してほしい。指定管理か直営かを選択していかなければいけない。いつまでも議論をしていても大変です。市側も協議会の意見をどのよう受け止めていいかわからない。ただとても大事なことなので、前回今出先生がおっしゃったように、お金がないから直営が無理とか、お金が無いところからスタートするのではなくて、本来の

図書館のあるべき姿、本質論を受け止めるためにも、この中で勉強会をするのではなく、図書館のこ とをきちんと話ができる方、専門の方を外部から呼んで。東京の図書館全国大会に行ってきました。 活発な意見があり、図書館は今メディアにも一番取り上げられています。蔦屋、TRC も CCC も毎日の ように取り上げています。この大事な時に誤った判断をするのではなく、図書館というのは文科省の 方からも100年の計をもって運営していかなければならないということを明確に文書にしていま す。図書館法第1条、この法律は社会教育法の精神に基づき、きちんと図書館を守るために作られて います。財団に委託したらとか、指名、一般公募の前に、図書館とはどうあるべきであるか、これか ら図書館を支えに、子ども達も含めて魅力ある米子市を作っていかないといけないと思う。それを簡 単に委託するだとか公募するだとか、お金が無いからできるところをしようとか目先のことを考える のではなく。100年の計をもって考えていって、大切な図書館、私たちにとってかけがえのない図 書館、子ども分野からいえば1冊の出会いによってその子の人生は変わると思います。大人になって 出会った本によってその人の人生もまた大きく変わります。図書館長は司書資格もない。あるいは経 営理念もなく、ただ市から委託されたお金だけで運営される図書館になったら、この図書館が死んで しまいます。皆さんがきちんと問題点をすべて1つずつ検証していくために、年度内で無理なら、こ の先任期が継続できるものなら、1年、2年、きちんと勉強できる専門の人をお呼びして、それも公 平な立場で指定管理がダメだとか直営が1番だとかという人ではなく、図書館というものをキチンと 語れる人を選んで勉強会を開くべきだと思います。図書館はこうあるべきじゃないかと全国で議論さ れている中で、この中で考えてもどこまで私たちが意見を出し合えるか。委員の中だけになっていま すけど、これだけ大事なことはパブリックコメントが絶対必要だと思います。米子市側が聞く姿勢が あるかどうかもお答えいただきたいと思います。図書館に来館する方は、せめて意見箱を設けて、あ るいは市報に書かれて、今後の図書館のことに対して市民の意見をきちんと受け止めるべきだと思い ます。実際に愛知県の小牧市も住民投票になって見事に覆しました。58%で住民勝利。ツタヤは追 い出されます。この大事な時に委員9名だけがそれぞれの立場で意見を出すということも大事なこと です。専門の方、選ばれた方、見識者の方がここにお座りだと思います。ですが、市民が利用してい る図書館ですから、市民の意見を聞く場ができないということはないと思います。私たちの税金で建 てた10年かけてリニューアルできた図書館です。やっとできたものをさっさとどこかに委託して、 ポンと差し上げて、じゃあ運営してくださいというのはおかしいと思います。そういうことをきちん と話し合える場が必要です。 資料で ABC と書いてどこの図書館かわらない、7名の市からの派遣職員 の状況もすぐに答えられないということではなく、今の現状を1つずつ皆さんが受け止めて、こうな ったらどうなんですかと、この図書館を中心に考えて。よその図書館ではないんです。私達の大事な 図書館なんです。その大事な図書館を1つずつ検証していく必要があると思います。実際に職員の声 は全くここに届いていません。働いている人たちはひょっとしたら雇われていらっしゃるから意見が 出ないかもしれない。それでも、何らかの形でアンケートも取れると思いますし。これから私たちが 10年、20年、100年を考えたときに、この米子市立図書館が市民の大事な知的財産として残っ ていくためには、市民の意見はかけがいのないものになると思いますので、パブリックコメントをお 願いしたいです。

今出委員、大江委員

賛成

渡邉会長

賛成の声もいただいたのでよろしくお願いします。

鷲見委員

ちょっとよろしいですか?

私的なことを言わせてください。今月医大の記念講堂で宇沢弘文さんの記念フォーラムというのがありまして、そこで神野先生という方が世界的共通資本ということを言われています。世界的共通資本というのは3つあって、1番大きいのは空気とか水、2番目が道路とかガスとか、3番目は金融とか教育機関と言われています。教育の中には当然図書館も入る。社会的共通資本というのがどういうものかというと、私の意見も入るんですけど、金儲けの道具にされてはいけないということ。官僚とか役員に恣意的な運営をされては困るということ。館長、職員、市の方にも念頭においてほしい。それと館長の資格について意見がありましたが、私は、館長さんは司書の資格は持っていなくてもいいと思います。なまじ専門的な資格を持っていると総合的な判断ができなくなりますから、むしろ館長さんは米子市の個性的な図書館をするために各職員や市民から意見を吸い上げて、館長さんのリーダーシップで行けたらいいと思います。以上です。

今出委員

宇沢さんという人が去年位から名前が上がっていて、米子はすごい、米子市はすごい人がいると思って、勉強しないといけないと思っているんですが、今回も新聞にも出て、「人の尊厳と市民的権利、今にこそ宇沢弘文氏の思想」とありますので、ぜひ読まれて。この図書館の協議会に入らせていただいて、読書とか図書館という関係が目に入ってくるようになりましたけど、みんなが米子市ってすごい人がおられるんだとまず理解したいなと思いました。

鷲見委員

宇沢弘文さんの本ですが、どういった選書かわからないですけど、専門的な本から一般的な本まで 米子図書館で揃えておくべきではないかと。いろいろな本がありますが、1日200点以上出版され ているらしい。ということはあまりいい書物が出ていないと思います。なるべく高価でもいい本、全 集とか専門的な本を図書館で揃えていただいたら、私も宇沢さんの本で勉強したいと思いますので、 検討をお願いしたい。

木下館長

宇沢さんは地元の方というのもあり、ほとんど図書館にあります。

渡邉会長

皆さんが宇沢さんを支持され社説を読んで感動されていたということはうれしいことです。では次 運営方針案よろしくお願いします。

木下館長

前回ご説明させていただいた運営方針について、あまり時間が無かったということもありまして、皆さんに質問とかご意見とかあれば提出していただきたいということでお願いしました。複数の委員さんからいただきました。主な質問や意見、それに対する回答をまとめました。

資料の2を説明します。

米子市の図書館の設置目的、ビジョン、中長期計画を示して欲しい、というご意見がありました。 図書館の設置目的については、米子市立図書館条例に定めており、「市民の知識及び教養の向上に資するため、図書館を設置する。」と定めています。また、ビジョンということですが、「市民の知識及び教養の向上に資するため」図書館をどう運営していくかということで市がまとめたものが、米子市立図書館の運営方針です。米子市立図書館のあるべき姿をお示しすることになると考えていますが、 これ以外のものがあるべきということであれば、その目的・必要性・内容により検討していきたいと 思います。

中長期計画については、「整備」の面での計画は図書館はリニューアルしたばかりであり、大きな 改修や拡張などは当面考えてはおりませんが、具体的な事業計画については、前回のときにもお話し ましたが、図書館の事業は継続的に行っていくものが中心です。それに加えて、例えば国立国会図書 館のデジタル化資料送信サービスを導入するですとか、図書館主催・共催の講演会ですとか、新たな ものを検討しながら毎年計画していくこととし、協議会に示していきたいと考えています。中長期的 な事業計画についてはこれもまた目的・必要性・内容により検討していきたいと思います。

2番目ですが、「新7か条」とあるが「7」にこだわると無理が生じるのではないかというご意見をいただきました。7つにこだわったわけではありません。項目数についてはもっとこういうこともあった方がいいというようなことがあれば、今後ご指摘に応じ見直しも可能だと考えています。

新しく作りました運営方針は以前の「7か条」に比べて抽象的な表現となっている。前回私が口頭で説明したような内容が記述された方が市民にわかりやすいのではないか、というご意見をいただきました。

運営方針は資料でお示しした全体(丸数字部分も含め)であり、ある程度具体的な記述になるよう配慮しつつ、統一的な表現に整理したつもりです。ホームページ等で市民の方に示す際には、具体的な事業を併せて掲載するなど、皆さんにわかりやすくなるよう工夫していきたいと思います。

各条が重複気味で実施項目が20個あり、一つひとつは文句の無い項目だが、予算制約状況により すべて実現させることは不可能ではないかというご意見がありました。

運営方針を達成するための施策の内容が重なる場合もありますが、それにつきましては、問題は無いと考えております。また、予算の制約については念頭に置く必要があると思いますが、この運営方針に基づき予算確保に努めていかなければならないと考えています。

次ですが、「7か条」と今回の運営方針の違いについて教えて欲しいというご意見がありました。全体としては、従来の「7か条」を行動指針としてより分かりやすいものとなるよう整理したものであり、大きく内容の変わるものではありません。具体的な部分につきましては、「6. ITを活用した情報提供」は「1. 学べる図書館づくり 〇市民の読書活動と生涯学習の拠点施設として、知識と情報の提供に努めます。」にまとめ、この中でインターネット等による情報提供であったり、新たな情報媒体を活用した情報の提供に努めていきたいと思っています。「7」の「地域の文化」については「伝える図書館づくり」にまとめています。「経済の活性化」については、経済ばかりでなく、くらしに役立つという点から「役立つ図書館づくり」とし、いろいろな課題解決に役立つ図書館を目指し、新たにレファレンスの充実、職員の資質向上についてもあげています。次に、これまでも行ってはおりましたが、新しく「つながる図書館づくり」を挙げ、他の図書館や関連機関との連携や市民参加を図っていきたいということ考えています。新しく「広がる図書館づくり」を挙げ、より多くの市民に利用してもらえるよう、広報活動やガイダンスに努め、更に利用を広げていきたいと考えています。また、多目的スペースのギャラリーとしての利用や講演会等での研修室の利用など利用者の方が本以外にも利用が広がるようにしていきたいと考えています。

運営方針の位置づけ、根拠などを示して説明して欲しい、というご意見がありました。運営方針の 法的な根拠はありませんが、文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では「図書館 の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする」とされてい ます。運営方針は図書館の運営にあたり留意すべき原則を挙げたものです。職員はもとより利用者の 方にも明示し、尊重していただくことにより、より良い図書館をつくっていくための行動指針とするものです。委員さんからの質問中に総合計画であるとか他の米子市の計画との兼ね合いはどうなっているのかという質問がありました。米子市の総合計画の中では、「生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現」のため、生涯学習活動の推進を目的とし、図書館の利用拡大と学習(読書)活動の推進を図ることをあげています。

また、米子市教育振興基本計画の中では、「学ぶ楽しさのあるまち」を実現するために、「子ども読書活動の推進」「生活に役立つ図書の充実」をあげ、その取組として「ブックスタート支援とおはなし会の実施」「学校図書館の支援と連携の充実」「子ども読書活動推進事業の実施」「生活充実図書整備事業」をあげています。子ども読書活動の推進につきましては、「米子市子ども読書活動推進計画」の中に市立図書館の役割が明示されています。今回の運営方針につきましては、これらの達成にも繋がっていくものであり、図書館を運営にあって留意すべき原則であると考えています。運営方針につきましては以上です。

また、会の中で図書館協議会の役割について質問がありました。図書館協議会は図書館法で規定されています。これに基づき米子市は米子市図書館協議会を設置しているわけですが、これまでその中で協議あるいは意見をいただいている内容としましては、毎年のものとして「決算及び事業報告」「予算及び事業計画」「図書館の利用状況について」などをご説明し、委員の皆さんからご意見などをいただいております。その時々の案件としましては「図書館の7か条」「図書館の整備について」リニューアルのときには「図書館の利用時間について」などご協議いただいています。

渡邉会長

図書館協議会の役割ですけど、報告とか計画を私たちに提示する前に、委員さんから意見が出ていたと思いますけど、皆さんからの意見を吸い上げたような事業計画にもっていっていただきたい。決まったことをご承認くださいではなく、図書館を運営していく中で貴重な意見を取り上げていただく場として、来たら楽しくなる、もっと学べる、市民の憩いの場にもなり、教育のできる場にもなるように、決まる前に聞けるような図書館協議会であって欲しいということが前回も出たと思いますので、ここで再度意見交換の場にしていただけたらと思います。

図書館の運営についての内容の中で、前回も申し上げたと思うんですけど、図書館の設置目的、ビジョン、中長期計画を示して欲しいと。中長期計画については、整備面では当面考えていないということですが、提案としまして、最初に作られました図書館の職員の皆さんが英知を振り絞って書かれた7つは、米子市立図書館の宣言としてこういうふうな図書館にしたいと掲げられたらいいと思います。それを教育委員会の皆さんと図書館職員が話し合って膨らませて作られたのが新7か条だと思いますが、7にこだわる必要は全く必要ないと思います。今後米子市が図書館を運営していかれる中に、図書館法にあるように、図書館は社会教育の現場の一つです。ビジョンは絶対必要なんです。それを市民に明示する責務はあると思います。一番大事な図書館の設置理念、目的、使命というものを明らかにすることがビジョンだと思いますので、今ここに教育委員会の皆さん、司書の皆さんで膨らませていかれました新7か条を運営方針として今後の米子市が図書館に対しての理念、目的、使命ということを明示しながらこれを膨らましていただくと使えるものになっていくと思います。これからこういうことを目標にやっていきますということ、責務として図書館行政に携わっている皆さんが市民の皆さんに提示していくことをお願いします。図書館友の会では2009年に教育委員会、市長さん、議会の皆さんにもこういう望ましい図書館を設置して欲しいとか、ビジ

ョンとか中長期的なビジョンを示して欲しいと提出しているわけですから、リニューアルして整備 面では大変だと思いますけど、具体的なことを運営方針として掲げていただきたいと思います。

図書館協議会の役割も含めてご意見ありましたらよろしくお願いします。

今出委員

前の7か条は具体的で良くわかるなと。スマートな形というよりも具体性が合ってよく分かるなと見ていました。図書館は現在の大事な課題に対して解決するような場であると思いますけど、病気に対してのコーナーがありますよね。そういうのはどこに書いてありますか。コーナーとか相談を受けるとか。

木下館長

ビジネスだったり健康情報だったりは、図書館が役立つというところで、この運営方針を元に毎年の事業計画になりますが、そこに挙げていきます。前の7か条は例示がしてある部分ですが、具体的な1つ1つの事業については、毎年の事業計画の中で作っていきます。図書館の事業ですので、毎年変っていくものではなく、引き続き行っていくものが中心で、来年は特にこれをということでお示ししたいと思います。

渡邉会長

他にご意見がありますでしょうか。ではその他の方に移ります。

先ほどの提案で勉強会は必要だと思います。きちんとした私たちに図書館のこととかをお話できる 人を選んで勉強会をする。市民の皆さんも受けられるような講演会に持っていくのも1つの案だと思 いますが、行政の方はどのようなご意見をお持ちですか。

永見次長

今会長の方から、図書館について精通された方で、公平な立場で意見を言っていただく方の講演という形で勉強会をしてほしいという提案ですが、それについては前向きに考えていきたいと思いますが、どういった方を呼ぶかで経費もかかってまいりますので、今の段階でいつできますというのを明示は難しいと思っております。新年度に向けて計画するとか、米子市だけでなく近隣の市町村、鳥取県全体の図書館に関わる職員さんや協議会委員の皆さんに輪を広げることによって、皆さんの識見が深まっていくのではないのかなと思いますので、検討させていただきます。

渡邉会長

ありがとうございます。近隣の図書館の方が、今米子市がこういったことを考えていること自体を どういうふうに捉えているのかとても興味があるんです。近隣の方からの意見を聞く場も必要だと思 いますので、予算の関係もあるとは思いますが、早い時期に、出来れば年度内に。それまでに私たち が少しでも皆さんと知恵を振り絞って勉強会を繰り返しやっていくのか。このままずっと意見交換を していても、どこかで結論を出していかないといけないので、早い時期にきちんとした勉強会ができ る場をぜひ。それとパブリックコメントはぜひお願いしたいと思います。

私たちの任期が 10 月 31 日ということで、今後もこのまま皆さん出来たら残っていただいて、勉強会も含めて継続できたらと思っています。

今出委員

お金の面ですが、お金の面が解決すれば、直営でいけるということですか。そういうことであれば、 またこういう方法があって直営ができる、直営も可能だというようなことを。私は直営がいいと思っ ていますので、ありとあらゆる方法を考えていくことが必要なことだと思います。それから、指定管 理に出した場合に企業は利益を目的に成り立っていると思いますが、図書館は何が利益になるんですか。

永見次長

指定管理を採用した場合の利潤ですけど、公募でも指名指定でもそうですが、その業者さんが図書館を経営する時に、こういう事業をします、これだけ職員を配置します、そのために必要な経費はこれを考えていますということが出てまいります。それを良しとした時にその提案された経費に対して契約を取り交わしてその経費を支出するわけです。その中で収入も上がってきます。ホールであればホールの賃貸収入とか。図書館の場合は図書をターゲットにしてお金を取れないというのは法で決まっていますので、図書を貸し出すことによって対価を求めてはいけません。先ほど指定管理の説明をさせていただく中で、指名による場合とか公募による場合、いろいろありますけど、収入を得て事業をされている場合を見たときに。例えば図書ではなくて文房具を販売するとか、CDを貸し出すとか、図書に近いものを販売して収入を得ている場合がありますが、基本的には必要な最低限の経費は市から収入として得られますので、すぐに赤字になるということではないと思います。

今出委員

そこまでは私も分かりますけど、市が出すお金がありますよね。何か方法が無いかなと。みんなで 考えたいと思います。

永見次長

今4つの制度をお示ししていますけど、説明しますように、同じ指定管理でもいろんな運営の仕方をしていますので、1つではありません。実際、米子市位の規模でも直営でやっているところもありますので完全に否定されるものではありませんけど、米子市がそれぞれの制度を適用した場合に、何が課題になるのか問題点になるのかは違ってくると思いますので、単純に4つからどれを選びますかではなく、どれを選んだにしてもメリット・デメリットありますので、それを含めて皆さんと協議をしながら米子市の今後の運営方法を今のままで行くのか新しいものを模索するのかご協議いただければと思っております。

渡邉会長

今出先生が投げかけられたのは、米子市が 5 千万を指定管理の方に渡すのだったら、わざわざ財団にお金を渡さなくても、そのお金で教育委員会が運営すればできるんじゃないか。10 年かけて、一度に 10 人の職員を正職員にするのは大変だけど、1 人ずつ戻せばいいじゃないかということだと思う。私たちの税金を使って丸投げするのではなくて、その中で知恵を出し合って直営の中で運営できないかということなんです。

今出委員

1つはね。まだあるかもしれない。

渡邉会長

今指定管理に出た方向の話に流れていたと思いますけど、直営ありきの話をもっと議論を深めていかなければいけないと思いますので、1つずつ検証していく必要があると思います。できるところを選んでいくのではなく、できないながらも私たちの図書館はこうあるべきだという理念と図書館の本質論は曲げる必要はないと思います。お金が無いからできないというのは最初からやめて欲しい。

今出委員

渡邉会長さんがおっしゃっているように、理念をみんながもっと自覚して話し合っていかないといけない。図書館という存在そのものが市民のものだし。今いろんなことで課題がある中で、最後に行

き着くところは教育です。教育が日本を再生させるんだとか。私たちが一生懸命育ててきた子ども達が将来どういう姿になっていくかを描いて現場の教員は指導しているし、私たちも指導してきています。みんな幸せになってほしいなと思いますが、この場というのは理念というのを分かり合っておかなければならないと思います。

辻田副会長

第2回の図書館協議会の時に、第1回の意見等についてということで資料としてされているものがあって、ちょうど先ほど出た話と重なったところがあるので私なりに整理したんですが、「現在の委託料である 5,700 万円を使って、市が直接雇用して直営すればいいのではないか。」市の考え方として「現在の委託料の範囲内で運営するとすれば非正規職員が大幅に増え、図書館職員としての育成や、施設運営に影響が出る可能性がある。」ということで、5,700 万円は少ないというのが市の考え方かな思うのですが、実際図書館を運営している財団はどうなのかなと。そこになればある程度クリアできるのではないかと。もう1つ大きなネックになるのが、市の正規職員で直営にする場合は専門職であっても人事異動がある。「異動できない専門職の募集については、慎重にならざるを得ないのが現状である。」じゃあ、仮に募集をかけてそういった経験のある方が財団におられると思うので、そのあたりの方に呼びかけて経験とか資格とかに優位性を持たせるような採用基準を作ればクリアできてくるのではないかと思います。具体的にネックになっているものについて、どうしたらクリアできるかを考えていけばいいのかなと。

渡邉会長

5,700 万円で正規職員はできないならば、いくらにすればできるのかということを計算していただいてもよろしいでしょうか。非常勤扱いで今働いている職員さんが苦労しながら図書館に残ってくださっている。司書の資格を取るために大学に行かれて司書職の過程を卒業されて、司書という専門職の分野を持ちながら、実際働いてみると司書職の管理能力を問われるのでなく、非常勤扱いで働かざるを得ないけれども、図書館が好きだから、本が好きだからということで頑張って図書館で働いている人たちが全国にいっぱいいらっしゃる。専門職の人がいるからこの米子市立図書館はここまで25年間頑張ってこれたと思う。その人たちの評価はきちんとしてあげなければいけないと思いますし、今後の図書館を考えても専門職の人たちは無くてはならない存在だと思います。ここもしっかり受け止めてあげて欲しいと思います。

11 月にはまた新しくということになりますので、残られた方、新しい方も含めまして今まで以上に真剣に話し合いの場が持てたらと思います。長時間にわたりありがとうございました。

安田課長補佐

以上を持ちまして平成27年度第3回図書館協議会を終了いたします。